

# 日野市子ども条例

令和3年11月18日 日野市子ども部子育て課

# 日野市子ども条例の構成

▶平成20年6月26日制定 ▶平成20年7月1日施行

前文

第1章 総則（第1条～第10条）

第2章 子どもの権利（第11条～第15条）

第3章 相談・救済（第16条）

第4章 施策の推進（第17条～第19条）

第5章 日野市子ども条例委員会（第20条～第22条）

第6章 雑則（第23条）

付則

# 日野市子ども条例の目的

- ▶ 児童憲章や児童の権利に関する条約に基づき、日野市における子どもの権利を定め、保障、擁護することで、子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくること。

\* 児童憲章：昭和26年(1946年)5月5日制定

\* 児童の権利に関する条約：平成元年(1989年)11月20日 国際連合総会採択  
平成6年(1994年)4月22日 条約批准

# 日野市子ども条例制定までの経緯

▶ 日野市子ども条例は、

みんなの子どもへの願いが込められた条例

▶ 背景

- ・ 子どもの権利を定めた「児童の権利に関する条約」を日本が平成6年(1994年)に批准
  - ➡子どもの権利実現に向け、子どもの権利条例を制定する自治体が増加
- ・ 日野市においても、児童虐待等の実態があり、生存・発達といった基本的権利が侵害され、子どもの健全な育成に影響を及ぼす恐れ
- ・ 平成13年3月発行「第4次日野市基本構想・基本計画」  
人権尊重のまちづくりを進め、高齢者、障害者、子どもなどすべての人が人権を尊重される地域社会を築いていく

# 日野市子ども条例（案）策定までの手順①

- ▶ 平成11年度 市議会一般質問「子どもの権利条例の計画について」  
～ 先進的な取り組み～ 川崎市 川西市 箕面市
- ▶ 平成13年度 子どもの権利条例についての質問（3月議会）  
職員7名によるプロジェクトチームで「子どもの権利条例」づくりを  
目指して検討開始
- ▶ 平成14年度 市民を公募 委員23名 おとな会議108回開催）  
▶ （公募による子ども委員8名、子ども会議13回開催）
- ▶ 平成15～17年度 会議 条文、逐条解説の検討
- ▶ 平成18年度 **市民と職員で作った案を若干手直しし、8月に「素案」を公表  
パブリックコメントを求める⇒163件の意見が寄せられる**

# 日野市子ども条例（案）策定までの手順②

## ▶ 平成18年度 市議会一般質問

「日野市青少年健全育成基本方針こそ「ひのっ子育成条例」にすべきである」

### 《要旨》

- ・子どもの権利条例は権利の拡大解釈を引き起こす
- ・各権利は、拡大解釈や歪曲解釈されないよう正確に言い表す
- ・日野市青少年健全育成基本方針をもとに、ひのっ子育成条例を制定すべき

### 《答弁》

- ・権利の拡大解釈や暴走が起こらないように条例に反映させる
- ・いじめや虐待により権利が侵害されている子どもを救うため、条例を制定する
- ・子どもを健全に育成していきたいという大人共通の願いを反映させて、素案の改定を進める

## ▶ 平成19年度 パブコメでも権利の拡大解釈を憂う意見や健全育成に関する意見が多数あったため、条文を詳細にして権利の拡大解釈に歯止めをかけるようにし、素案を改正

## ▶ 平成20年度 6月議会にて「日野市子ども条例」を上程し可決 **子ども条例制定** **施行日（平成20年7月1日）以後、7月1日を「子ども条例の日」とする。**

# 日野市子ども条例の特色

- ▶ 前文に子どもの意見を盛り込んでいます。
- ▶ 子どもも市民であるとの認識を明確にしました（第2条第2項）
- ▶ 「子ども」と「おとな」を明確に表現し、区別しました。（第2条）
- ▶ 子どもにも発達状況に応じて、社会のルールを守るといった一定の責任があることを表現しました。（第8条）
- ▶ 子どもの権利を「生きる権利」「育つ権利」「守り守られる権利」「参加する権利」の4つの区分に分けて、わかりやすくしました。
- ▶ 行政用語は可能な限り使わないように努めました。
- ▶ 学識経験者や専門家の参画のないまま、市民と市職員が普段着で話し合い、市民生活により身近な手作りの条例案となりました。
- ▶ 平成14年度から、3年間の長期にわたり、子ども会議13回、おとな会議108回と十分な話し合いによって練った案作りとなりました。

# 日野市子ども条例の効果 ①

- ▶ 市が行うあらゆる施策を通して、子どもの権利を意識し、尊重していきながら、市民の福祉を推進
- ▶ 日野市次世代育成支援行動計画（ひのっ子すくすくプラン）では、計画の基本理念とすることを明記 ⇒ **日野市子ども・子育て支援事業計画（新！ひのっ子すくすくプラン）**
- 市長と教育委員による日野市総合教育会議により、平成28年2月に策定された **日野市総合教育大綱（学びと育ちの日野ビジョン）** において、「虐待」「いじめ」「貧困」から子どもの育ちを守り支えると明記
- **第3次学校教育基本構想（平成31年3月策定）** において、下記のとおり記載  
「ひとりひとりの『いのち』ひとは多様です みんなが認め合い  
それぞれの良さを最大限に発揮し合います  
大人は 子供を受け止め信頼し まかせ支えます  
子供たちは 信頼され まかせ支えられ 私らしく生きます  
そして今を生き 未来をつくっていきます」

## 日野市子ども条例の効果 ②

- ▶ 「虐待」「いじめ」「貧困」問題に積極的に取り組んでいます。
  - 日野市では、発達・教育支援センター「エール」を設置し、市長部局と教育委員会が一体となって、関係機関や警察とも連携しながら、子どもの育ちを積極的に支えています。
  - 子どもの貧困対策基本方針を策定し、全庁で横断的に施策を展開しています。
  - 母子保健分野と、子ども家庭支援センター機能が一体となり、切れ目ない支援を行うことができる体制整備に向けて、（仮称）子ども包括支援センターを設置します。

# 今後の課題

## ▶ 認知度の向上

- ・平成25年度の中高生対象の調査での子ども条例の認知度は、4%前後と大変低い ⇒平成30年度の中学生対象調査では7.7%
- ・平成30年度に子ども条例10周年を記念したシンポジウムを実施
- ・子ども条例の日である7月1日に全市的なPRを実施し、認知度の向上に努める。

## ▶ 条例による取り組みの検証

- ・子ども条例制定から13年が経過したが、児童虐待やいじめ等は現在も重大な社会問題であり、貧困も深刻化している。これらの対応にしっかりと取り組む必要がある。
- ・また、取り組みを検証することも必要である。  
～日野市子ども条例委員会の在り方の検討～